

随意契約理由書

1 工 事 名	JEI西本町ビル建設・更新事業本部執務室原状回復工事
2 業 者 名	鹿島建設株式会社
3 随意契約理由	本工事は、建設・更新事業本部が執務室及び倉庫として平成21年6月4日付けで賃貸借契約を締結したJEI西本町ビル2階・4階・地下1階について、移転によりビル賃貸人との賃貸借契約を解約し、賃貸借スペースを明け渡す必要が生じたため、原状回復工事を行うものである。 JEI西本町ビルでの工事については、ビル賃貸人が定めた「貸方基準」により、鹿島建設株式会社が指定されている。本工事の契約相手方に求められる要件は、賃貸借契約書第15条第1項に基づき、ビル賃貸人から指定されていることであるため、同社は上記の要件を満たす唯一の業者であると認められる。 よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定に基づき、鹿島建設株式会社と随意契約を行うこととする。 以 上
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	